

欧米一五カ国の小売業における営業時間

三 富 紀 敬

はじめに

本稿は、欧米一五カ国の小売業における営業時間を概観したうえで、このうちフランスについて詳しく立入って紹介することを目的にする。

主として用いる資料は、フランスの商業販売調査センター『主要都市における小売業の時間—フランスと外国—』(Centre d'Etude du commerce et de la Distribution, Les horaires du commerce de detail de centre-ville, France et Etranger, septembre 1984, p. 143 + p. 6)である。この調査は、商務省(Ministère du Commerce et de l'Artisanat)の助成を得て、次の五つの目的のもとに実施されたものである。第一に、主要都市における小売業の営業形態別営業時間について調べ、そこから典型的な

時間を導き出すこと、第二に、商業部門に働く賃金生活者の週三五時間労働制への漸進的な推移について調べること、第三に、営業時間の今日的な動向を知ること、第四に、営業時間を変更する個々の試みとその帰結について調べること、最後に、現在の営業時間が消費者の欲求によく適合しているかどうか見定めること、以上である。

一二三項目からなる調査票が、全国一五三の商工会議所に送付され、このうち七五%にあたる一一五の会議所から回送されている。都市でいえば、一二九都市に関する情報が回収されたことになる。これは、二千人以上一万人未満の都市の〇・三%、同じく一万人以上二・五万人未満六%、二・五万人以上五万人未満一九%、五万人以上一〇万人未満四一%、一〇万人以上八二%にあたる。諸外国の実情については、商業販売調査センターと同様の各

国諸機関に依頼して調べたものである。大多數の機関が、これに快よく応じている。

調査結果は、フランスの商業関係誌などに紹介されるなど多少なくない反響を呼んでいる。

ここに紹介する調査結果は、次のような事項を検討する際の基礎的な資料として価値をもつように考えられる。

第一に、パートタイマーの労働時間。パートタイマーは、家庭や社会生活に支障の多い曜日や時間帯に傾斜的に配置されている。これは、営業日数や時間の延長とともに強まりをみせている。こうした動向は、本調査の対象には入っていないカナダでも注視されている。⁽¹⁾わが国では、パートタイマーの労働時間についてもつばら日もしくは週当りの絶対的な長さを問題にするぐらいがあるが、この種の就業形態の主力は、既婚女性であることひとつをとってみても、労働する曜日や時間帯とのかかわりを見おとすわけにはいかない。営業時間が、これを左右することは論をまたない。

第二に、営業時間の延長と雇用創出の可能性。法的に制限されている日曜営業の開始は、雇用創出の機会を開くとして西欧諸国において近年喧伝されている。かかる議論⁽²⁾については、業者団体の内部からも批判のあるところではあるが、⁽³⁾ともあれ少しく立ち入った検討を要する課題である。営業時間と雇用及び雇用形態の関連を把握するための一資料として本調査結果の意義は、少なくともい。

第三に、労働時間の国際比較。この問題については、年間実労働時間とその諸要因とが計数的に算出されてきたところである。

しかし、これを産業のレベルなかに分けて商業について算定する作業は、手つかずの状態である。物的な生産部門における長時間労働や交替制の普及は、商品流通や金融の諸部門におそかれはやかれ波及せざるをえない。労働時間を賃金生活者の健康のみならず家族や社会生活とのかかわりにおいても分析しようとするとき、かかる産業部門においた作業をとりわけ必要にするであろう。営業時間に関する本調査の結果は、小売業に関してのみではあるがその一資料として有益である。

もとより本調査に制約のないわけではない。それは、スーパーマーケットはともかくハイパーマーケットを調査対象に含めてはいないことである。後者の営業形態は数のうえでは多くはないが、売上げ、投資、従業員などの諸点で前者をはじめとする数多くの形態を凌駕している。⁽⁴⁾ともあれ、こうした制約をもつものの、これまではほとんど手つかずであった欧米の営業時間について少しくまとまった紹介が可能である。本調査結果の意義もここにありと考えられる。

(1) Colette Bernier, *Le travail par équipes*, IRA, Bruxelles N. 15, 1979, 2^e édition, mars 1981, pp. 13—20.

(2) 労働時間問題研究会編『労働時間短縮への提言』第一書林、八七年一月、一四一、一四八ページ。

(3) FGTA — FO, Informations, non à l'ouverture des commerces le dimanche, p. 21.

(4) LSA, supplément au N. 1095/1096 des 18/25 décembre 1987, pp. 12—41.

一 欧米一五カ国に関する総括指標

欧米一五カ国（オーストリア、ベルギー、デンマーク、スペイン、フィンランド、イギリス、イタリア、ルクセンブルグ、ノルウェー、オランダ、西ドイツ、スウェーデン、スイス、アメリカ、フランス）の小売業における営業時間を示すならば、表1のようである。賃金生活者の週労働時間を参考までに加えている。ここからいかなる特徴を読み取ることができるか、その問題に入るに先立ってひとまず国別の概要を示しておこう。

オーストリア 規則のもとに認可された営業時間は、月曜から金曜について六時三〇分から一八時三〇分、土曜について六時三〇分から一三時（食品小売り）、月曜から土曜について七時三〇分から二〇時（非食品小売り）、月曜から金曜について七時三〇分から一八時、土曜について七時三〇分から一三時（デパート、マガザンポビュレル、スーパーマーケット、ハイパーマーケット）である。日曜は、一般に閉店する。

ベルギー 七三年七月二四日法は、夜の二〇時から翌朝の五時まですべての商店の閉店を義務づけている。金曜及び法定祝祭日

欧米一五カ国の小売業における営業時間

の前日について夜の閉店時刻は、二一時である。しかし、いくつかの例外がある。数人の商人が市長に特別規則を求めた場合、後者は、許可を与えることができる。たとえば観光センターにおける例などが、それである。大規模小売り店の営業時間は、さきの法律にはつきりと定められている。九時から二〇時（金曜のみ二一時）である。主要都市のデパートにおける営業時間は、九時から一八時もしくは二〇時と変更することができる。自営の小売業については、九時から一八時である。営業時間は、一般に安定化の傾向にある。

賃金生活者の労働時間は、週平均三六時間（デパート）、三六〜三八時間（食品小売り、協約では三七時間）などである。

デンマーク 七六年四月二三日法に定められている。月曜から金曜について六時から一七時三〇分、土曜について六時から一二時である。これらは、目安として定められているのであり、週最長六時間の枠で延長することができる。この追加的な営業時間は、(一)営業者の自由な選択に委ねられ、(二)三日に配分可能であると同時に、(三)土曜の一四時を超えないという枠もつけられている。日曜は、閉店する。

スペイン 営業時間は、七六年一月九日法に定められる。主な規定は、週最低四四時間、最高六〇時間の営業についてである。月曜から土曜について一〇時から一三時、一七時から一九時という枠をもち、日曜は、一般に閉店する。

フィンランド 営業時間は、六九年法に定められる。月曜から

金曜について八時から二〇時、土曜について八時から一八時、日曜は、一般に閉店する。

イギリス 五〇年法（商店法）は、次のように定めている。週一日のみ二一時、他は二〇時の閉店及び日曜閉店。この一律閉店は、イギリスとウェールズにおいて遵守されている。スコットランドでは、都市周辺のハイパーマーケットにおいて一般に日曜営業をおこなっている。商店は、月曜から土曜まで一般に九時から一七時三〇分、一部では二〇時、木及び金曜について二一時まで営業する。営業時間は、この一〇年来変化していない。しかし、スーパーやハイパーマーケットのような大規模店舗においては、時間延長の傾向を強めている。

賃金生活者の労働時間は、週平均五日計三九時間である。しかし、営業形態別にしたがって相当のちがいをみせる。デパートでは三七時間三〇分から三八時間である。

全国消費者協会（CNC）は、営業時間に関するすべての規則の廃止及び日曜営業の開始を求めるキャンペーンを八二年におこなっている。この試みは、目的をたっしたわけではないが、強い反対に出くわしているわけでもない。

イタリア 八一年七月二八日付第五五八号法が、小売業の営業時間について総括的な定めをしている。地方レベルにおいて当該の観光事業とのかわりで若干の変更が可能である。歳末もしくは地方的な祝祭についても同様に例外的な扱いがなされる。一般的には、週最長四四時間、日曜及び祝祭日の閉店、週のうち日曜以

外の日の半日閉店が定められている。この国の営業時間は、各日も最低二時間の途中閉店をとまらう。継続的な営業は稀であり、これを実施する場合でも最近のことである。

商店は、一般に九時から一三時、途中の閉店をはさんで一六時から一九時まで営業する。半日閉店は、業種ごとに定められる。多岐の業種にまたがる場合は、主たる業種をもとに半日閉店を定める。いずれにせよ消費者を当惑させるようなやり方ですべての小売りを同時に途中閉店することがないよう、試みられている。営業時間は、延長の傾向にある。八二年八月四日付第四九五号法は、週四四〜五五時間を枠として設け、自治体がこの枠内で自由に営業時間を定めるようにしている。

賃金生活者は、業種別全国協約によって週平均四〇時間働く。消費者団体は、弾力的な営業時間制にするよう主張している。

ルクセンブルグ 閉店時間についての義務づけられているが、これも季節に応じて変動する。一〇月一日から三月三一日について一九時、四月一日から九月三〇日について二〇時。いずれも月曜から金曜に關してである。土曜については、季節のいかんを問わず二〇時の閉店が義務づけられている。日曜は、一三時まで営業することができる。

ノルウェイ 自治体のレベルにおいて定められる。オスロ及び他の大都市については、月曜から木曜について九時から一七時、金曜について九時から一九時、土曜について九時から一五時、但し夏季は一四時である。

オランダ 七六年法は、週五二時間と定めている。この枠内での営業時間を決めるのは、自治体の長である。夜間についても自治体の長の権限に属する。地方的な事情が、大きな比重を占める。

営業時間は、しばしば次のようである。月曜について二時から一八時、火曜から金曜について九時から一八時、土曜について九時から一七時。日曜及び月曜午前は、閉店する。昼食時の途中閉店はない。さまざまな団体が営業時間の延長を求めている。デパートは、週五八時間及び一九時の閉店を望んでいる。労働組合は、これに反対の態度をとる。消費者諸団体は、週五二時間の法的な定めを維持したうえで一九もしくは二〇時までの延長を望んでいる。

賃金生活者の労働時間は、週四〇時間である。

西ドイツ 七五年法に定められている。月曜から金曜について七時から一八時三〇分、土曜について七時から一四時。しかし、各月の最初の土曜について一八時まで営業することができる。この可能性を実施に移すかどうかは、市町村の人口規模に左右される。日曜は、一般に閉店する。

多くの場合、月曜から金曜について九時から一八時三〇分、土曜について九時から一四時、第一土曜日について一八時まで営業している。パン屋、牛乳屋、肉屋は七時、スーパーマーケットは八時もしくは八時三〇分に店を開いている。大都市では、途中閉店はない。夜間の営業は、駅や空港などのごく限られた場所においてなされている。日曜営業は、家具店についてたとえば一二時

欧米一五カ国の小売業における営業時間

から一八時までおこなっている。週営業時間は、六四時間三〇分、第一土曜を含む週は六八時間三〇分である。傾向として、夕方一八時の閉店、土曜一三時の閉店など安定化と減少との間を揺れ動いている。労働組合は、より短い営業時間とりわけ土曜閉店を要求している。大多數の消費者は、これを支持している。政府は、こうした趣旨の法制化に同意してはいない。

賃金生活者の週平均労働時間は四〇時間である。

スウェーデン 営業時間に関する規則は、七二年以来ない。時間は、九時から一八時もしくは九時三〇分から一九時である。スーパーマーケットとコンビニエンスストアは、二〇時もしくは二二時まで開いている。

スイス 州及び市町村は、独自の法律をもっている。以下は、ある州の七八年一月法によるものである。自営業について七時三〇分から一二時一五分、一三時三〇分から一八時三〇分(食品)、八時から二時、一三時三〇分から一八時三〇分(非食品)、スーパーマーケットについて八時から一二時三〇分、一三時三〇分から一八時三〇分、ハイパーマーケットについて八時から一八時三〇分、デパートについて八時から一八時三〇分、ショップイングセンターについて九時から一八時三〇分である。但し、木曜日は、自営業を除いてすべて二時までである。土曜は一七時、月曜は一三時におしなべて閉店する。営業時間は、減少している。

賃金生活者の週労働時間は、四二―四五時間である。

アメリカ この日においては、日曜に関する定めを除いては營

表1 欧米15カ国の小売業における就業時間と労働時間

| 国 | 自営業店舗の営業時間 | | 週営業時間 | | 閉店日 | 賃金生活者の労働時間 |
|------------|--------------------------|--------------------|--------------|---------------|-----------------|------------|
| | 月～金曜日 | 土曜日 | 日数(日) | 週時間(時間) | | |
| オーストリア (1) | 食品： 6時30分～18時30分 | 6時30分～13時 | 6 | | 日 曜 | |
| | 非食品： 7時30分～20時 | 左に同じ | 6 | | | |
| ベルギー | 9時～18時 | 左に同じ | 6 | 54 | 〃 | 40 |
| デンマーク (1) | 6時～17時30分 | 6時～12時 | 5.5 | | 土曜午後 日 曜 | |
| スペイン | 10時～13時 17時～19時 | 左に同じ | 6 | 44～60 | 日 曜 | |
| フィンランド (1) | 8時～20時 | 8時～18時 | 6 | | 〃 | |
| イギリス | 9時～17時30分 | 左に同じ | 6 | 51 | 〃 | 39.30 |
| イタリア | 9時～13時 16時～19時 | 〃 | 5.5 | 39 | 日 プラス0.5日 | 40 |
| ルクセンブルグ(1) | 19～20時まで(夏) | 20時まで (1年中) | 6もしくは 6.5 | | 日曜もしくは日 曜の午前 | |
| ノルウェイ | 月～木曜：9時～17時 金曜：9時～19時 | 9時～15時 (夏のみ14時) | 6 | 48 (夏のみ47) | 日 曜 | |

| | | | | | | |
|----------|-------------------------------|-----------------------|----------------|-------------------------|-------------------------------|------------------|
| オランダ | 月曜：12時～18時 火～金曜：9時～18時 | 9時～17時 | 5.5 | 50 | 日 月 曜 午 曜 前 | 40 |
| 西ドイツ | 9時～18時30分 | 9時～14時 月1回のみ9時～18時 | 6 | 52.30 月1回のみ 56.30 | 日 曜 | 40 |
| スウェーデン | 9時～18時もしくは 9時30分～19時 | 左に同じ | 6 もしくは 7 | 61 もしくは64 | 日曜もしくは日曜の16時以降 | |
| スイス (2) | 食品：7時30分～12時15分、13時30分～18時30分 | | 5.5 | 52.40 | 日曜、月時午前 | 42～45 |
| | 非食品：8時～12時、13時30分～18時30分 | | | 49 | | |
| アメリカ | 食品：7もしくは8時～21もしくは22時 | 左に同じ | 6 | 84 | 日 曜 | 35もしくは40（フルタイム） |
| | 非食品：10時～18時、木金曜の夜間 | ” | 7 | 58～61 | 日曜の10時もしくは12時から17時もしくは18時まで営業 | 12もしくは20（パートタイム） |
| フランス (3) | 食品：8時～12時30分、15時～17時30分 | 左に同じ | 5.5 | 49.30 | 日 月 曜 午 後 曜 | 39 |
| | 非食品：9時～12時、14時～19時 | ” | 5 | 40 | 日 曜、月 曜 | 39 |
| | | | 5.5 | 45 | 日曜、月曜午前 | 39 |

〔資料〕 CECOD, Les horaires du commerce de detail de centre-ville, France et etranger, septembre 1984, p. 140, tableau n 54.

- 〔注〕 (1) 認可された時間であって、実際のそれではない。
(2) ST Gall 洲のみ。
(3) 典型的な時間。

業時間に関するいかなる規則もない。営業時間は、州によって相当にことなる。一般に主要都市の非食品店舗では、月曜から土曜について一〇時から一八時を営業時間とし、週一日もしくは二日（木曜、金曜）の夜間営業をおこなう。夜間営業は、都市の人口規模に比例して広がりを見せる。日曜の一二時から一七時もしくは一八時までで店を開き、ある場合には一〇時から営業している。一月の最後の週からクリスマスまでどの店舗も夜間及び日曜に店を開く。

食品店は、他の店舗より長い営業時間であり、七時あるいは八時から二一時もしくは二二時まで店を開けている。二四時間営業のところも、居住区域との関係でみられる。郊外、とりわけそのショッピングセンターでは、月曜から土曜について一〇時から二一時、日曜について一〇時もしくは一二時から一七時あるいは一八時まで営業する。ディスカウントショップも、同じようである。営業時間は、一般に延長傾向にある。

賃金生活者の週平均時間は、区々である。五日について三五―四〇時間働く。多くの企業は、日曜日の就業について割増しをつける。パートタイマーは、一般に週二―三〇時間働く。夜間と日曜日の就業にとりわけ傾斜している。

消費者諸団体は、一般に営業時間に関心を払っていない。ごく稀な例ではあるが、ある団体が日曜営業に強く反対し、州もしくは市町村として法令上の措置をするように求めたことがある。小括 以上から次のことがいえるように考えられる。第一に、

営業時間は、西ドイツとスイスを除いて延長傾向にあり、夜間と土・日曜の労働が問題になりはじめている。第二に、営業時間と労働時間との開差は、少なくない。第三に、営業時間についてアメリカがもっとも長い。この国が日曜営業を除いては関係する法令をもたないのに対し、ヨーロッパの各国がより包括的な法律をもつという事情にかかわる。第四に、フランスにおける営業時間は比較的短いと評することができる。最後にパートタイムの傾斜的な配置が夜間及び日曜営業にかかわってアメリカで問題視されている。

二 フランスにおける営業時間

(1) 総括指標 小売業の店舗形態別営業時間を示すならば、表2の通りである。

第一に、昼間の途中閉店は、自営業者について一般的であり、他の営業形態については区々である。第二に、週の営業日数は、自営業者について五もしくは五・五日であるほかは、おしなべて六日である。第三に、日当りの営業時間は、途中閉店のないデザート、マガザン・ポピュレール、ショッピングセンター及びスーパーマーケットについて一〇もしくは一一時間、他は、八もしくは九時間である。第四に、週営業時間は、デザートをはじめマガザン・ポピュレール、ショッピングセンター、スーパーマーケットなどの店舗規模の大きく、しかも途中閉店のない場合に六〇―

六八時間と長く、店舗規模の小さい場合に概して短い。最後に、日曜営業は、自営業食品店舗を除いて実施していない⁽³⁾。月曜営業は、自営業を除く他の形態でおこなべておこなわれている。賃金生活者にとっては、二日連続の週休とはいえず、日曜には取得できないことを意味する。

以上は、通常の営業についてであり、新学期のはじまる九月、クリスマスを含む年末などには、日曜営業を含む営業時間の延長がおこなわれる。パカンスにもなる人口の移動を契機に、営業時間の延長や短縮がみられる。

以下では、営業形態別に少しく立ち入ってみることにする。

(2) 自営業食品 閉店は、七時から九時一五分の間におこなわれる。その分布は、七時九・二%、七時三〇分一三・七%、八時三九・〇%、八時三〇分一・六%、九時及び九時一五分二六・五%である。昼の途中閉店は、一二時二七・八%、一二時一五分六・三%、一二時三〇分五三・二%、一三時一二・七%である。午後の閉店は、一四時三一・七%、一四時三〇分一五・〇%、一五時三七・九%、一五時三〇分一六時三〇分一五・四%。閉店は、一八時三〇分二・〇%、一九時四〇・五%、一九時一五分二・九%、一九時三〇分四六・〇%、一九時四五分二・〇%、二〇時六・六%である。

週営業日数は、五・五日四七・三%ともっとも多いが、他に五日二七・〇%、六日二三・四%、六・五日二・三%である。週営

業時間は、三九時間未満五・五%、三九時間以上四四時間未満二・四%、四四時間以上四九時間未満一八・八%、四九時間以上五四時間未満三〇・五%、五四時間以上五九時間未満一五・六%、五九時間以上六二・二%である。週閉店日は、日曜午後九・六%、月曜午前七・四・六%、月曜午後六二・九%、日曜午前五二・四%、火もしくは水曜二・〇%についてそれぞれ店舗を閉める。週一・五日閉店する割合は、四七・三%である。日曜午後と月曜についての閉店が八〇%、日曜及び月曜午前についての閉店が二〇%である。

(3) 自営業非食品 営業時間は、自営業食品に比べ均質化されている。五九%について九時から一二時、一四時から一九時の営業時間である。週営業日数は、五日五六・六%ともっとも多く、次いで五・五日三六・九%、六日六・五%である。週営業時間は自営業食品より短かい。三九時間未満一三・二%、三九時間以上四四時間未満五六・六%、四四時間以上四九時間未満二九・四%、四九時間以上五四時間未満〇・八%である。週四〇時間が、三一・二%を占る。日当りの営業時間は、平均七時間五五分、中位数八時間である。六〇・四%について日当り八時間である。週閉店日は、日曜午後一〇〇%、日曜午前九五%、月曜午前九二・五%、月曜午後五四・七%、火もしくは水曜二%である。人口五万人未満の都市の六九・五%は、週二日の閉店である。これらの都市の六五・九%は、日曜と月曜に閉店する。人口五万人以上の都市の四四・六%は、日曜及び月曜午前からなる一・五日の閉店

である。同じく一三・三%は、日曜のみの週一日閉店である。

(4) デパート 昼間の途中閉店をおこなうデパートは、七八・九%にのぼる。閉店は、九時七七・〇%がもっとも多く、他に八時一・三%、八時三〇分四・〇%、八時三五分一・四%、八時四五分四・〇%、九時一五分九・四%、九時三〇分一・四%、九時四五分一・四%である。途中閉店は、一二時六三・五%と最も多く、一一時五五分一・四%、一二時一五分二三・五%、一二時三〇分一・八%、一三時三〇分〇・七%である。午後の閉店は、一四時六九・〇%がもっとも多く、一三時三〇分二・七%、一三時四五分二・〇%、一四時一五分一四・九%、一四時三〇分八・〇%、一五時三・四%である。夜の閉店は、一九時八六・五%がもっとも多く、一八時三〇分二・七%、一八時四五分二・七%、一八時五五分一・四%、一九時一五分四・〇%、一九時三〇分二・七%である。

途中閉店をしないデパートは、わずかではあるが、開店がはやく閉店がおそい。九時八七・九%、八時三〇分一・五%、九時三〇分九・一%、一〇時一・五%である。他方、閉店は、一九時八三・三%、一八時三〇分四・六%、一九時一五分一・五%、一九時三〇分一〇・六%である。七七・三%で朝の九時から夜の一九時まで営業している。他に、この種のデパートでは、週に一もしくは二日さらに遅い夜間営業をしており、これは、六三年三月六日にパリのあるデパートによってはじめられ、その後フランスは

もとよりヨーロッパ各国に広まったものである。さらに、パカンス客を多く受入れる地方では、季節によって営業時間の延長もおこなっている。

週営業日数は、五日一五・五%、五・五日一六・九%、六日六七・九%（途中閉店ありの場合）、同じく〇%、九・九%、九〇・一%（途中閉店なしの場合）である。

週営業時間は、三九時間未満五・三%、三九時間以上四四時間未満一九・〇%、四四時間以上四九時間未満五二・七%、四九時間以上五九時間未満二二・七%、五九時間以上六四時間未満七二・七%、六四時間以上六九時間未満四・六%（途中閉店なしの場合）であり、後者について明らかに長い。

週閉店日は、日曜一〇〇%、月曜午前三二・五%、月曜午後一五・五%（途中閉店ありの場合）、同じく一〇〇%、九・九%、〇%（途中閉店なしの場合）である。週閉店日数は、前者の六七・六%が一日、後者の九〇・一%が同じく一日である。

(5) マガザン・ポピュレール 途中閉店する店舗は七八・一%である。

開店は、九時七五・〇%と最も多く、八時二・四%、八時三〇分八・三%、八時四五分三・六%、九時一五分八・三%、九時三〇分一・二%、九時四五分一・二%である。途中閉店は、一二時五八・三%、一二時一五分二八・〇%、一二時三〇分一二・

五%、一二時四五分一・二%である。その後の開店は、一四時五八・九%ともっとも多く、一三時四五分三・〇%、一四時一五分一三・一%、一四時三〇分一七・九%、一五時七・一%、一日の閉店は、一九時八二・一%ともっとも多く、一八時三〇分二・四%、一八時四五分一・二%、一九時一五分三・六%、一九時三〇分九・五%、一九時四五分一・二%である（以上いずれも途中閉店のある場合）。

マガザン・ポピュラーは、自業者とはことなりより弾力的な時間をとる。金曜の夜間営業を延長したりすることが、それである。パリのシャンゼリゼにあるプリズニック (PRISNIC) は、週六日九時四五分から一二時三〇分まで営業している。夜間の売上げは、一日の二二〜二四%にのぼる。

週営業日数は、六日七七・四%、五・五日一四・九%、五日七・七%（途中閉店のある場合）、同じく八八・〇%、一二・〇%、〇%（途中閉店のない場合）である。

週営業時間は、三九時間未満二・四%、三九時間以上四四時間未満一五・五%、四四時間以上四九時間未満五四・八%、四九時間以上五四時間未満二二・六%、五四時間以上五九時間未満四・七%（途中閉店のある場合）である。

日当りの営業時間は、平均八時間五分、中位数八時間（途中閉店のある場合）、平均一〇時間五分、中位数一〇時間（途中閉店のない場合）である。

週閉店日は、日曜午前九八・八%、日曜午後一〇〇%、月曜午

前二三・八%、月曜午後七・七%（途中閉店ありの場合）、同じく一〇〇%、一〇〇%、一二・〇%、〇%（途中閉店のない場合）である。日曜を閉店にする店舗は、七六・二%（途中閉店ありの場合）と八八%（途中閉店のない場合）である。

(6) ショッピングセンター、アーケード街、途中閉店のある場合が三二%、ない場合が六三%、双方の組合わせが五%である。閉店は、九時七三・三%がもっとも多く、八時三・三%、八時三〇分三・三%、九時一五分一〇・一%、九時三〇分五・〇%、一〇時五・〇%、途中閉店は、一二時七〇・〇%、一二時一五分六・七%、一二時三〇分二〇・〇%、一三時三・三%、その後の開店は、一四時七六・七%、一四時三〇分一〇・〇%、一五時一〇・〇%、一五時三〇分三・三%、閉店は、一九時五六・七%、一九時一五分六・七%、一九時三〇分二・三%、二〇時一三・三%（途中閉店のある場合）である。途中閉店のない場合は、これとは少しくことなり開店九時六〇・六%、八時三〇分二・四%、九時三〇分九・七%、一〇時二七・三%、閉店一九時一八・二%、一九時三〇分七・六%、二〇時二九・一%、二〇時三〇分一・八%、二二時一七・〇%、二二時二六・三%である。

週営業日数は、六日四六・七%、五・五日二五・〇%、五日二八・三%（途中閉店のある場合）、同じく八七・三%、一二・七%、〇%（途中閉店のない場合）である。

週営業時間は、三九時間未満三・三%、三九時間以上四四時間

未満三〇・〇%、四四時間以上四九時間未満四三・四%、四九時間以上五四時間未満二〇・〇%、五九時間以上三三・三%（途中閉店のある場合）、五四時間以上五九時間未満一八・二%、五九時間以上六四時間未満一四・五%、六四時間以上六九時間未満二三・七%、六九時間以上七四時間未満二九・一%、七四時間以上七九時間未満一四・五%（途中閉店のない場合）である。

週閉店日は、日曜午前九三・三%、日曜午後一〇〇%、月曜午前五〇・〇%、月曜午後三一・七%、火曜午前三三・三%、火曜午後三三・三%（途中閉店のある場合）、同じく九九・一%、一〇〇%、一三・六%、〇%、〇%（途中閉店のない場合）である。週一日、日曜のみ閉店は、四六・七%（途中閉店のある場合）及び八六・一%（途中閉店のない場合）である。

(7) スーパーマーケット 途中閉店をする店舗は、七三・六%である。

閉店は、九時六三・七%ともっとも多く、八時八・二%、八時三〇分一五・二%、八時四五分三・八%、九時一五分四・三%、九時三〇分四・八%、昼の途中閉店は、一二時三〇・三%、一二時一五分一七・一%、一二時二五分一・三%、一二時三〇分五〇・〇%、一二時三三・三%、その後の閉店は、一三時三〇分一・三%、一四時二六・四%、一四時一五分三・八%、一四時三〇分二八・九%、一四時四五分一・三%、一五時三二・〇%、一五時三〇分三・八%、一五時四五分二・五%、夜の閉店は、一九時四〇

欧米一五カ国の小売業における営業時間

・五%、一九時一〇分一・三%、一九時一五分九・七%、一九時三〇分四五・八%、一九時四五分〇・六%、二〇時二・一%（途中閉店のある場合）である。途中閉店のないスーパーマーケットについては、表3の通りであり、遅い時間帯までの営業が目ざれる。

表3 スーパーマーケット（継続営業）の開閉店

| | | 比率(%) |
|---------|--------|-------|
| 開店時刻(1) | 8時30分 | 10.0 |
| | 9時 | 71.1 |
| | 9時15分 | 3.3 |
| | 9時30分 | 4.5 |
| | 10時 | 11.1 |
| 閉店時刻(1) | 19時 | 26.7 |
| | 19時30分 | 11.7 |
| | 20時 | 30.0 |
| | 20時30分 | 3.3 |
| | 21時 | 13.3 |
| | 22時 | 15.0 |

〔資料〕 表1に同じ p. 26

〔注〕 (1) 合計は、それぞれ100。

夜間は、一般に金曜のことであるが四〇分から二時間閉店を遅らせている。途中閉店をするスーパーマーケットでも金曜と土曜については継続的に店を開ける例もある。パカンスの時期に人口の急増する地方では、時間の延長をおこなう。

週営業日数は、五日五・一%、五・五日二四・〇%、六日六九・六%、六・五日一・三%（途中閉店のある場合）、同じく〇%、一〇・〇%、八八・三%、一・七%（途中閉店のない場合）である。

表4 主要都市における小売業の店舗形態別週営業時間の分布

(単位：%)

| | 食品店舗 自営業 | 非食品店舗 自営業 | デパート | | ルポマガ ビュザン | ショッピングセン ター等 | | スーパーマーケッ ト | |
|--------------|-------------|--------------|------|------|--------------|-----------------|------|---------------|------|
| | | | 一時閉店 | 継続営業 | | 一時閉店 | 継続営業 | 一時閉店 | 継続営業 |
| 39時間未満 | 5.5 | 13.2 | 5.3 | | 2.4 | 3.3 | | 1.3 | |
| 39時間以上44時間未満 | 23.4 | 56.6 | 19.0 | | 15.5 | 30.0 | | 13.9 | |
| 44時間以上49時間未満 | 18.8 | 29.4 | 52.7 | | 54.8 | 43.4 | | 53.2 | |
| 49時間以上54時間未満 | 30.5 | 0.8 | 23.0 | | 22.6 | 20.0 | | 29.1 | |
| 54時間以上59時間未満 | 15.6 | | | 22.7 | 4.7 | | 18.2 | 2.5 | |
| 59時間以上 | 6.2 | | | | | 3.3 | | | |
| 59時間未満 | | | | | | | | | 6.7 |
| 59時間以上64時間未満 | | | | 72.7 | | | 14.5 | | 26.6 |
| 64時間以上69時間未満 | | | | 4.6 | | | 23.7 | | 40.0 |
| 69時間以上74時間未満 | | | | | | | 29.1 | | 20.0 |
| 74時間以上 | | | | | | | | | 6.7 |
| 74時間以上79時間未満 | | | | | | | 14.5 | | |

〔資料〕 表1に同じ, p. 20, p. 29, p. 41, p. 43, p. 52, p. 63, p. 65, p. 78—79.

〔注〕 各欄の合計は100。

週営業時間は、表4のように他の営業形態に較べ概して長い。

週閉店日は、日曜午前九〇・五%、日曜午後九・四%、月曜午前三二・九%、月曜午後一〇・一% (途中閉店のある場合)、同じく一〇〇%、九八・三%、一〇・〇%、〇% (途中閉店のない場合) である。週一日、日曜のみの閉店は、六五% (途中閉店あり) 及び八八・三% (途中閉店なし) である。

(8) 朝市 五時から一〇時までには開店する。その内訳は、五時及び五時三〇分二・一%、六時四・二%、七時二四・〇%、七時三〇分一七・七%、八時四四・八%、八時一五分一・〇%、八時三〇分五・二%、一〇時一・〇% である。閉店は、一二時〇・六%、一二時一〇・五%、一二時一五分一・二%、一二時三〇分四〇・六%、一二時四五分一・二%、一三時四三・五%、一三時三〇分一・二%、一四時一・二% (半日営業の場合) である。

全日営業の場合、開店の分布は、四時三〇分二・八%、五時二・八%、五時三〇分五・五%、六時八・三%、七時二・八%、七時三〇分二・八%、八時五二・八%、九時一九・四%、九時三〇分二・八%、閉店の分布は、一六時一・一%、一六時三〇分二・八%、一七時一九・四%、一七時三〇分二・八%、一八時三六・一%、一八時三〇分二・八%、一九時二二・二%、一九時三〇分二・八% である。

三 フランスの営業時間と賃金生活者

パートタイムの週平均労働時間は、一六―二〇時間四八・三%ともっとも多く、他は六時間未満五・二%、六一―一〇時間一・七%、一一―一五時間六・〇%、二―二五時間二六・七%、二六―三〇時間一〇・四%、三〇時間以上一・七% である。七四年の週平均二〇・六時間に較べ、七八年一七・七三時間と年平均三・七%の短縮である。

賃金生活者の週労働時間は七八年四一・一五時間から八〇年四〇・八二時間をへて八二年三九・四九時間へと推移している。

おわりに

ここに紹介した調査結果は、八〇年代初頭のものである。六〇年代から七〇年代における営業時間に較べていかなる特徴をもつであろうか。女性とりわけ既婚女性の労働力化が、この時期に面的に上昇し、また、諸資本間の競争が激化したことを考えるとき、営業時間の延長傾向を大枠にもつてであろう。しかし、より具体的な比較は、関係する調査資料の収集をまつて機会をあらためたいと考へる。

(一) USDAW, The choice must be hours, the USDAW

report on shops legislation, 1988, p.3.

- (2) David N. Laband, Deborah Hendry Heimbuch, Blue Laws, the history, economics and politics of sunday-closing laws, Lexington Books, 1987.

- (3) この国の日曜営業の歴史については、拙稿「フランスにおける労働時間の『弾力化』」（『社会政策学会年報』第三二集、御茶の水書房、八八年五月、三〇—三一ページ）を参照された。